

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

おはようございます。

令和 8 年 2 月 18 日に開催しました、閉会中の教育民生常任委員会についてご報告いたします。

教育総務課からは、こどもさくら公園整備工事進捗状況について、想定津波高の変更に伴い、変更設計を行い、造成工事 3 工区分を令和 7 年 9 月 25 日から工事に着手しており、工期を令和 8 年 3 月 27 日としているが、繰越工事となる見込みである。

また、電気工事、舗装工事は、今年度発注見込みであるが、造成工事と同様に繰越予定であり、全体としての工期は 6 月下旬をめどに工事を進めている。

なお、防災トイレについては、新年度予算において、離島活性化補助金を活用して、整備をする予定としていると説明がありました。

委員から、3.3 メートル嵩上げした駐車場と芝生部分について、また、安全対策について質問があり、執行部から公園の段差については、アーチ部分の階段を 1 段増やす、必要な部分には柵を設置すると答弁がありました。

また、「外灯は設置するのか」との質問に、外灯は 3 カ所設置し、防犯カメラも設置する等、安全面も考えていると答弁がありました。

次に、生涯学習課からは 3 点の説明がありました。

1 点目、土庄第二体育館長寿命化改修工事について、土庄第二体育館は、昭和 50 年度に建築された鉄骨鉄筋コンクリート造の 2 階建てであり、約 50 年が経過している。

外壁には爆裂が見られ、屋根防水も劣化しており、老朽化が著しく進行していることから、外壁劣化部の補修や外壁塗装、屋根防水工事及び照明設備の LED 化などを予定している。

工事期間は、7 月末から 2 月末までを予定しており、休館中は総合会館、土庄・湊崎体育館などを代替施設として利用することを考えていると説明がありました。

委員から「冷暖房設備は設置しないのか、また、耐震基準は満たされているのか」との質問に、執行部から冷暖房設備の導入は非常に重要であると認識しているが、まずは体育館の長寿命化を優先的に進めている。耐震基準に関しては、土庄高校体育館として県が所有していた段階で耐震改修が実施されていると答弁がありました。

2 点目、中央図書館空調設備改修事業について、中央図書館は平成 15 年度に建築され、建築から約 22 年が経過し、空調設備が老朽化し、故障が頻発する深刻な状況となっている。

保守点検業者からは空調設備更新について早急に検討するよう依頼があり、3

月補正予算で、実施設計を行うための費用の計上を予定しており、空調方式についても検討していきたいと考えていると説明がありました。

3点目、公園施設長寿命化計画の策定について、高見山公園は、多目的グラウンド、テニス場、冒険の森、展望台などの施設が整備されており、これらの施設は平成3年10月1日の開設から約34年が経過し、老朽化が進行している。

各施設の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方や計画的な修繕について検討していくため、高見山公園の「公園施設長寿命化計画」を策定したいと考えている。

計画期間は策定から10年間とし、その期間内に実施する長寿命化対策等の具体的な内容を示す。施設の在り方を考え、計画的な修繕を実施することで、高見山公園がより安全で快適な環境となるよう努めていくと説明がありました。

委員から「計画策定はコンサルに委託するのか、職員が行うのか」との質問に、執行部から計画の策定は、コンサルに委託する予定で考えていると答弁がありました。

健康福祉課からは5点の説明がありました。

1点目、土庄町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府・都道府県・市町村が策定するものとなっており、町は、平成26年4月に「町行動計画」を策定している。

新型コロナウイルス感染症で明らかとなった課題等をふまえ、国、県の計画が改定されたため、町においても全面改定を行うものである。

本計画については、特措法に基づき、学識経験者への意見聴取を行っており、特段の指摘事項はなかったと説明がありました。

2点目、こども家庭センターの設置について、令和4年6月に児童福祉法が改正され、市町村にこども家庭センターの設置が努力義務化された。土庄町は、令和8年4月1日に設置予定で、現在、要綱制定のほか、設置に向けた準備を行っているとの説明がありました。

委員から「虐待は町で何件あるのか、どういうふうに認識されているのか」との質問に、執行部から虐待件数は、令和6年度、身体的虐待が2件、心理的虐待が6件、ネグレクトが1件。7年度については、令和7年12月末時点で、身体的虐待が1件、心理的虐待が8件。一番多いのは、学校や所属機関からの情報、もしくは近隣の方からの通報である。学校職員としっかりと連携を取り、関係者と相談ができる関係を大切にしている、と答弁がありました。

3点目、子ども・子育て支援金制度について、子ども・子育て支援法などの改正により「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度以降、各医療保険者は、保険料等とあわせて、被保険者の方から子ども・子育て支援金を徴収し、

国に対して支援納付金を納付することが義務化された。

納付金を納めるために必要となる支援金の額は、745万7657円で、県が示す標準保険料率を用いて試算した場合、調定額の総額が639万9100円となり、105万8557円不足するが、支援金制度創設初年度ということもあり、被保険者の負担増を抑制するため、支援金が不足する場合は、率を引き上げることはせず、国保財政調整基金の取り崩しにより、対応したいと考えている。

今後のスケジュールとしては、地方税法の改正に基づき、国民健康保険税条例の改正を行う予定としていると説明がありました。

委員から「この制度自体がわかりにくいところもあり、この制度に関する要望、制度を国民が理解できるように丁寧に説明してほしい」との意見がありました。

執行部から、徴収の仕組みが各保険者に任せて徴収するのが、効率がいいと考えられたと思う。制度開始以降の声も反映しながら、こういった要望ができるかを考えていきたいと答弁がありました。

4点目、知的障がい者グループホーム建設の進捗状況について、令和8年3月の竣工を予定していたが、資材確保の遅れや職人不足により、令和8年5月竣工となる見込みで、竣工が翌年度となることから、令和7年度予算を繰越して対応する予定である。

また、開設にあたっては、10名程度の職員の確保が必要で、現在、ひまわり福祉会において、近隣の淵崎自治会への職員募集の回覧やハローワークへの求人募集等により職員の確保に取り組んでいると説明がありました。

5点目、物価高対応子育て応援手当の支給状況について、物価高対応子育て応援手当は、子育て世帯に対する国の物価高対策として児童手当の受給者に児童1人あたり2万円を支給するもので、早期の支給に向け、専決処分を行い、児童手当受給者である610世帯・児童数1077人に対しては、2月10日に支給済みである。

申請が必要な公務員世帯や基準日より後に出生した児童についても、すでに案内文を送付しており、申請受付後、随時支給予定であると説明がありました。

住民環境課からは3点説明がありました。

1点目、衣類、不用品等のリユース、リサイクル実証実験の結果について、この事業は、ごみの減量化のために実施し、持ち込まれた品数は8591品、そのうちリユースとして引き取られたものが2126品、リユース率は24.7%と推測された。

今回の実証実験は、約25%のリユース率で、処分費用の削減も図られたが、実施期間が7月から9月という暑い時期であったため、今後、実施時期や品目について検討し、町内環境保全団体とも協議を行いながら、土庄町に合った事業展開を考えていきたいと説明がありました。

委員から「今回の実証実験の結果を踏まえ、今後の制度設計はどうなっているのか」との質問に、執行部から実証実験では体制を含めて不備な面もあったが、ごみの減量化が一番のメリットであったと思っている。指摘があったような制度設計を見直すべきであり、今後、検討していきたいと答弁がありました。

2点目のペロブスカイト太陽電池付シェルターについて、今回の寄贈は、香川県、小豆島町、土庄町の三者に対するものであり、各者が個別に輸送手配を行うと非効率となることから、万博会場から県有地までの輸送については、県が主導して関係機関との調整を行っていく。

一部は年度内に、残りは来年度に、一旦県有施設に集約のうえ保管される予定となっており、町は県に対して輸送にかかる経費の一部を負担する。

本設備は直流電源仕様となっており、交流へ変換することにより、災害時等の活用も可能となると考え、改良の可否について協議を進めている。

また、設置場所の検討も進めているが、本設備の特性を十分に活かすことができる場所を選定するため、利用状況、周辺環境、発電効率等を総合的に勘案し、効果的な活用となるよう慎重に選定していくと説明がありました。

委員から「輸送費や経費は概算でどのくらいかかるのか」との質問に、執行部から万博会場から県有施設への輸送費で、負担額が約160万円。その他必要になる経費は、設置費や最終的な蓄電池、シェルターの廃棄処分費は必要になってくると答弁がありました。

3点目のJクレジット制度について、Jクレジット制度は、省エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギーの活用、森林整備などにより削減されたCO₂等の削減量を、国が「クレジット（価値）」として認証する制度である。

この認証されたクレジットは、市場取引や相対取引などにより売買することが可能となっている。

今年度、図書館及び大部公民館において照明のLED化を実施しており、これらの取り組みにより、CO₂の排出量の削減が見込まれる。

Jクレジット制度を活用することで、この削減量を国の認証を受けたクレジットとして登録し、売却することが可能になる。

脱炭素の推進に加え、自主財源の確保の観点からも、本制度を活用していきたいと考えている。今後、Jクレジット・プロバイダーとの連携協定の締結及び登録手続きに向けた準備を進めていきたい、と説明がありました。

委員から「クレジットの購入者はどういう使い方をするのか、クレジットの算定はどうやってするのか」との質問に、執行部から企業等は自社でCO₂排出抑制の努力はするが、削減しきれなかった部分をクレジット購入し相殺する。

専門的な知識が必要であるため、Jクレジット・プロバイダーの知識を借りながら、手続きを行っていくと答弁がありました。

また、委員から「期限があるのか」との質問に、執行部から過去2年間と今後8年間の期限がある、との答弁がありました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。